

志布志市空き家バンク登録促進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市への定住促進を図るため、志布志市空き家バンクに登録されている物件（以下「補助対象空き家」という。）に対して、予算の範囲内において志布志市空き家バンク登録促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、志布志市補助金等交付規則（平成18年志布志市規則第38号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 所有者等 補助対象空き家に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家の売却又は賃貸（以下「売却等」という。）を行うことができる者をいう。
- (2) リフォーム工事費用 補助対象空き家に関して実施する総工事費から、次に掲げる費用を除いて得た額とする。
 - ア 移築、外構工事、ガーデニング等の工事
 - イ 所有者等が自前で行う工事
 - ウ カーテン、家具、調度品等の購入や設置工事
 - エ 他の補助事業により整備する工事
 - オ 前各号に掲げるもののほか、補助対象工事等として認められない費用
- (3) 家財道具処分費用 空き家に附属する不要な家具、家電等の物品を撤去又は処分することをいう。
- (4) 入居者 売買契約の締結により新たに補助対象空き家の所有者となることが決定している者又は所有者と賃貸借契約の締結により空き家等を賃借することが決定している者をいう。
- (5) 入居予定者 売買契約又は賃貸借契約は未締結であつて、売買又は賃借に係る所有者の同意が書面により得られている者で、リフォーム工事が完了するまでに売買契約又は賃貸借契約の締結を行う者をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、所有者等、入居者又は入居予定者で次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 空き家バンクの物件登録者又は利用登録者であること
- (2) 入居者及び入居予定者が空き家の所有者等本人または空き家の所有者等の3親等以内の親族でないこと
- (3) 志布志市結婚新生活支援事業補助金による補助を受けていないこと。
- (4) 交付対象者が市税等を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げる工事等の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

- (1) リフォーム工事費用 居住部分に係るリフォーム工事で、介護保険法（平成9年法律第123号）第45条及び第57条、志布志市障害者日常生活用具給付事業実施要綱（平成18年志布志市告示第33号）、志布志市補助金等交付要綱（平成22年志布志市告示第24号）別表に規定する住宅リフォーム助成金その他法令等の規定に基づき交付を受ける住宅リフォームに係る補助金等の対象経費として含まれていない工事に要する経費
- (2) 家財道具処分 居住部分に係る家財道具の処分で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条に規定する一般廃棄物処理業の許可を受けている法人又は個人事業主が実施する処分に要する経費（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）の規定による特定家庭用機器廃棄物の処分に要する経費を除く。）

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる工事等の区分に応じ、当該各号に定める額とする（算定したリフォーム工事費用及び家財道具処分費用の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）。

- (1) リフォーム工事 工事に係る経費の2分の1以内かつ50万円以下
 - (2) 家財道具処分 処分に係る経費の2分の1以内かつ10万円以下
- 2 補助金は、補助対象空き家に対し、前項各号に掲げる区分ごとに1回に限り交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空き家バンク登録促進事業補助金交付申請書（様式第1号）及び市税等の納付状況調査に関する同意書（様式第2号）に、次の各号に掲げる工事等の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) リフォーム工事
 - ア 工事に係る費用の見積書の写し
 - イ 工事着手前の現況写真及び予定箇所の写真
 - ウ リフォーム内容が確認できる図面又は書類
 - エ 誓約書（様式第3号）
 - オ 同意書（様式第4号）（入居者及び入居予定者の場合）
 - カ その他市長が必要と認める書類
- (2) 家財道具処分
 - ア 撤去及び処分に係る費用の見積書の写し

- イ 撤去及び処分着手前の現況写真及び予定箇所の写真
- ウ 誓約書（様式第3号）
- エ 同意書（様式第4号）（入居者及び入居予定者の場合）
- オ その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 市長は、交付申請書を受理したときは、内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、速やかに当該補助金の交付を決定し、その旨を空き家バンク登録促進事業補助金交付決定通知書（様式第5号。以下「決定等通知書」という。）により、当該申請者に通知するものとする。

（交付申請の変更）

第8条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更するときは、空き家バンク登録促進事業補助金変更交付申請書（様式第6号）に変更する内容を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を空き家バンク登録促進事業補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第9条 交付決定者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、空き家バンク登録促進事業補助金交付申請取下書（様式第8号）に決定等通知書を添えて申請の取下げをすることができる。

- 2 市長は、前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付決定はなかったものとみなす。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、工事等が完了したときは、速やかに空き家バンク登録促進事業補助金実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事等代金請求明細書及び工事等代金領収書の写しまたは対象事業費を支払ったことが分かる書類
- (2) 工事等を行った補助対象住宅の現況及び工事等施工実施個所の写真
- (3) 廃棄物処理に関する処分証明書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金交付額の確定等）

第11条 市長は、実績報告書を受理したときは、内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、速やかに当該補助金の交付を確定し、その旨を空き家バンク登録促進事業補助金確定通知書（様式第10号）により、

当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 空き家バンク登録促進事業補助金確定通知書の交付を受けた者（以下「交付確定者」という。）が補助金の交付を請求しようとするときは、空き家バンク登録促進事業補助金請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

(交付確定の取消し及び返還請求)

第13条 市長は、交付申請書その他関係書類に虚偽の記載をしたと判明したときは、補助金の交付決定の全部を取り消し、空き家バンク登録促進事業補助金全部取消通知書（様式第12号）により交付確定者に通知するとともに、空き家バンク登録促進事業補助金返還通知書（様式第13号）により返還を請求するものとする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

2 交付確定者は、前項の規定による通知を受けた日の属する月の翌月末日までに、返還金を市長に返還するものとする。

(雑則)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。